

FSC Interpretations-Forest Management 2019のINT-POL-30-001_07の日本語参考訳
 (訳に疑義がある場合は、英語本文の内容が優先する)

文書コード	INT-POL-30-001_07
関連要求事項	改定 FSC 農薬指針への移行プロセス
公開日	2019年3月22日

FSC 農薬指針の暫定実施メカニズムは 2019年8月1日に発効し、国際標準指標 (IGI) が作成された上で国内規格に落とし込まれるまで有効であるが、この改定 FSC 農薬指針の暫定実施期間において、認証取得者が化学合成農薬を使用するための要求事項は？

2019年8月1日に、改定 FSC 農薬指針は発効し、FSC-PRO-30-001 V1-0「*農薬使用に関する特例申請手順*」は段階的に廃止される。

この日以降、FSC は新たな特例申請を受け付けないため、認証取得者が化学合成農薬の使用を希望する際には、以下の要求事項を満たさなければならない。

注：2019年3月31日から2020年8月1日の間に有効期限を迎える特例については、認証取得者が環境・社会リスクアセスメント (ESRA) システムに円滑に移行できるよう、有効期限を2020年8月1日まで延期される

化学合成農薬の種類	改定 FSC 農薬指針に基づく、化学合成農薬使用のための要求事項
FSC 禁止 HHP* *Highly Hazardous Pesticide (非常に危険な農薬)	シナリオ 1：承認された特例を有する認証取得者 既存の承認された特例及びその使用条件は、2020年8月1日まで有効である。この日までは、特例承認時の条件を満たしている限り、FSC 禁止 HHP であっても使用を続けることができる。 2020年8月2日以降、禁止 HHP は、緊急事態または政府による命令の場合を除いて使用できない。
	シナリオ 2：特例を有さない認証取得者 FSC 禁止 HHP は、緊急事態または政府による命令の場合を除いて使用できない。 緊急事態または政府による命令の場合、認証取得者は以下を両方満たさなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 改定農薬指針の附則 3「FSC 禁止 HHP の例外的な使用に関する手順」に従う。 最も新しく公開された改定農薬指針を反映した IGI 草案の要求事項を環境・社会リスクアセスメントに入れ込む (IGI の草案が公開され、FSC が補足説明をするまでは該当しない)。

<p>FSC 高度制限 & 制限 HHP</p>	<p>シナリオ 1：承認された特例を有する認証取得者 既存の承認された特例及びその使用条件は、特例の期限まで有効である。 この日までは、特例承認時の条件を満たしている限り、FSC 高度制限 HHP 及び 制限 HHP であっても使用を続けることができる。</p> <p>有効期限が切れたのち、認証取得者は以下のシナリオ 2 を満たさなければならない。 い。</p> <p>シナリオ 2：特例を有さない認証取得者 FSC 高度制限 HHP または FSC 制限 HHP を使用する前に、認証取得者は以下を 行わなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 改定農薬指針の 4.12 項に記載されている ESRA 枠組みの要求事項に従い、環境・社会リスクアセスメント（ESRA）を実施する。 • 国内で対象となる農薬に関する特例申請事例がある場合、最も新しい特例に規定されている使用条件を自身の ESRA に反映する。 • 最も新しく公開された改定農薬指針を反映した IGI 草案の要求事項を順守する（IGI の草案が公開され、FSC が補足説明をするまでは該当しない）。
<p>その他の化学 合成農薬 （HHP リスト 未記載）</p>	<p>2020 年 8 月 1 日以降、その他の化学合成農薬を使用する認証取得者は、以下を満たさなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 改定農薬指針の 4.12 項に記載されている ESRA 枠組みの要求事項に従い、環境・社会リスクアセスメント（ESRA）を実施する。